

# 質 疑 ・ 回 答 書

令和 6 年 4 月 25 日

No.	質 疑 事 項	回 答
1	本業務の基本設計に係る歩掛りの根拠をご教示ください。	設計協議は、令和 5 年度水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を採用しています。それ以外は、見積り採用です。
2	本業務の基本設計に係る歩掛りが事業者見積によるものならば、公平性確保の観点から歩掛をご教示ください。	複数の見積り歩掛りを徴取し、異常値を除いた平均値を採用しています。
3	本業務の PPP 手法導入に向けた簡易判定に係る歩掛りの根拠をご教示ください。	見積り採用です。
4	本業務の PPP 手法導入に向けた簡易判定に係る歩掛りが事業者見積によるものならば、公平性確保の観点から歩掛をご教示ください。	No. 2 回答のとおりです。
5	本業務に係る設計業務委託等技術者等の労務単価は、令和 6 年度のものですか。	お見込みのとおりです。

枚方市 総務部 契約検査課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail 送付先 : [keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp](mailto:keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp) (工事)  
[keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp](mailto:keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp) (委託)  
[keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp](mailto:keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp) (物品)